

従業員数が 100 人以下の事業主の皆様！！

平成24年7月1日から

改正育児・介護休業法 が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、従業員数が100人以下の事業主にも、これまで適用が猶予されていた以下の制度が適用になります。

＜適用猶予が解除される事項＞

- ① 短時間勤務制度
- ② 所定外労働の制限
- ③ 介護休暇

全ての事業主について改正育児・介護休業法が義務化されることとなりますので、

平成24年7月1日の全面施行に向け、就業規則や育児・介護休業規定の改定が必要です。規定例を東京労働局ホームページからダウンロードできます。お早めにご準備ください。

規定例(Word 可)のダウンロード先はこちら・・・

★ 検索 ★

東京労働局ホームページトップ＜各種法令・制度・手続き＞雇用均等関係＜【一覧】モデル例・様式集＞育児・介護休業法＜育児・介護休業等に関する規定例

★つまり・・・★

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tokyo-roudoukyoku/standard/closure/37.doc>



＜問い合わせ先＞
東京労働局雇用均等室
〒102-8305 千代田区九段南1-2-1
TEL 03-6893-1100
FAX 03-3512-1555

